

対人地雷禁止条約（オタワ条約）第5回プレッジング会合
尾身政務官ステートメント（仮訳）
（2020年2月25日 於：ジュネーブ）

オスマン・アブファティマ・アダム・モハメッド閣下、
ご列席の皆様、

まず初めに、モハメッド・スーダン・ジュネーブ代表部臨時代理大使のオタワ条約第18回締約国会議議長への就任にお祝い申し上げますとともに、この第5回プレッジング会合を主催した貴大使のイニシアティブに感謝申し上げます。

議長、

昨年11月にオスロで開催され、私自身も出席したオタワ条約第4回検討会議において、締約国は対人地雷のない世界の実現に向けたコミットメントを刷新し、オスロ宣言とオスロ行動計画を採択しました。同会議は、地雷対策における一層の取組にコミットするための締約国間での新たな機運を作り出したと信じます。また、2つの成果文書において適切に述べられている様に、効果的な地雷対策は持続可能な開発目標（SDGs）の実現や、誰ひとり取り残さないというコミットメントの尊重に貢献するものです。

議長、

20年前にオタワ条約が発効して以来、締約国は、様々なアクターと共に、特に地雷除去及び被害者支援の分野で著しい進展を遂げてきました。しかし我々は、今日、即席爆発装置（IED）による人的被害の増加や、対人地雷の使用に関する新たな報告事例といった、新たな課題に直面しています。

かかる状況において、オタワ条約の普遍化及び強化はかつてない程重要になっており、オタワ条約履行支援ユニット（ISU）の役割はますます大きくなっています。そのため、本日、我が国としてISUに対し、必要な国内手続きが完了すれば、2020年度予算にて2万5,471スイス・フラン（約280万円）を拠出することを表明します。

議長、

我々の2025年の目標に向けて、我々の前にはやるべきことが山積しています。オタワ条約の普遍化は、依然として主要課題の一つです。大量の対人地雷を保有・生産している国の中には、依然として条約に加入していない国があります。日本は、特にアジア太平洋地域における条約の普遍化を促進する努力を続けていきます。

我々が無視することのできない、地雷問題のもう一つの側面は、2025年以降も、地雷被害者は社会的・肉体的困難に直面し続けるということです。地雷被害者の社会復帰は、国内や地域における社会復興のために大変重要であり、包括的な被害者支援は、発展のための礎として、地雷除去後も継続する必要があります。

オタワ条約の目標を達成するためには、いかに地雷除去の効率化を図るかについても考えなければならず、日本としては、技術の進歩を地雷除去に取り入れるべきであると考えます。我が国がオタワ条約第4回検討会議の場において、東北大学との共催により、日本の先進型地雷探知機や地雷除去技術を紹介するサイドイベントを開催し、参加者から大きな反響を得たことを大変喜ばしく思います。

我が国は、人間の安全保障を促進するために、これまで世界各地で対人地雷の問題に取り組むための包括的な支援を行ってきています。1998年以降、我が国は、地雷対策のために51か国・地域に対して8億ドルを超える支援を行ってきました。安定と発展を促進するため、我々の支援は地雷除去にとどまらず、地雷回避教育や学校の建設、経済活動の活性化を含む幅広い分野に向けられています。

議長、

2025年までの対人地雷のない世界の実現という目標の期限が迫っています。第4回検討会議で示された新たなコミットメントに沿いつつ、各締約国には残る課題への緊急な取組が求められています。我が国は、オスロ宣言で述べられているように「対人地雷によって引き起こされる苦痛や犠牲を終わらせる」ために、他の締約国、国際的なドナー、市民社会、学術界及び民間セクターと協力して、地雷対策を強化するという決意を新たにします。

ご静聴ありがとうございました。

(了)